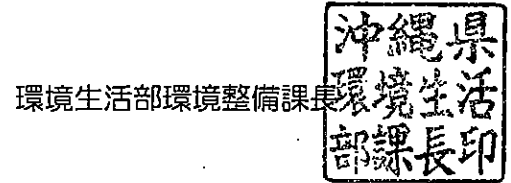




116

環 整 第 3 号
平成 23 年 4 月 1 日

沖縄県医師会会長 殿



沖縄県産業廃棄物税条例の一部改正について（通知）

謹啓 陽春の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。本県の税務行政につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年4月に導入しました沖縄県産業廃棄物税について、施行後5年を迎え当該条例の規定に基づき検討を行った結果、一定の効果が認められたこと、また依然として解決すべき政策課題が残っていること等から現行制度を継続することとし、下記のとおり沖縄県産業廃棄物税条例を一部改正しましたので、お知らせします。

引き続き、皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行いました。（第4条及び第7条関係）
- 2 平成27年度を目途として、改めて沖縄県産業廃棄物税条例の規定について検討を行うこととしました。（附則第5項関係）
- 3 改正条例の施行日は、平成23年4月1日となります。

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
沖縄県環境生活部環境整備課 産業廃棄物班
担 当：崎原美奈子
電 話：098-866-2231
FAX：098-866-2235
E-Mail：sakihrmn@pref.okinawa.lg.jp

◎沖縄県産業廃棄物税条例新旧表

改正後	改正前
<p>(納税義務者等)</p> <p>第4条 産業廃棄物税は、事業者（廃棄物処理法第12条第5項に規定する中間処理業者を含む。以下同じ。）がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者等に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。</p> <p>(課税標準の特例)</p> <p>第7条 第4条第2項の規定により産業廃棄物税を納付する義務を負う事業者が次の各号のいずれかに該当する搬入を行う場合における産業廃棄物税の課税標準の算定については、当該各号の搬入に係る産業廃棄物の重量から当該各号に掲げる重量を控除する。ただし、他の者から委託を受けて処分した中間処理産業廃棄物（廃棄物処理法第12条第5項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。）については、この限りでない。</p> <p>附 則 (検討)</p> <p>5 知事は、平成27年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(納税義務者等)</p> <p>第4条 産業廃棄物税は、事業者（廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理業者を含む。以下同じ。）がその排出する産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者等に委託した場合において、最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該事業者に課する。</p> <p>(課税標準の特例)</p> <p>第7条 第4条第2項の規定により産業廃棄物税を納付する義務を負う事業者が次の各号のいずれかに該当する搬入を行う場合における産業廃棄物税の課税標準の算定については、当該各号の搬入に係る産業廃棄物の重量から当該各号に掲げる重量を控除する。ただし、他の者から委託を受けて処分した中間処理産業廃棄物（廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物をいう。）については、この限りでない。</p> <p>附 則 (検討)</p> <p>5 知事は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

排出事業者及び処理業者の皆さまへ

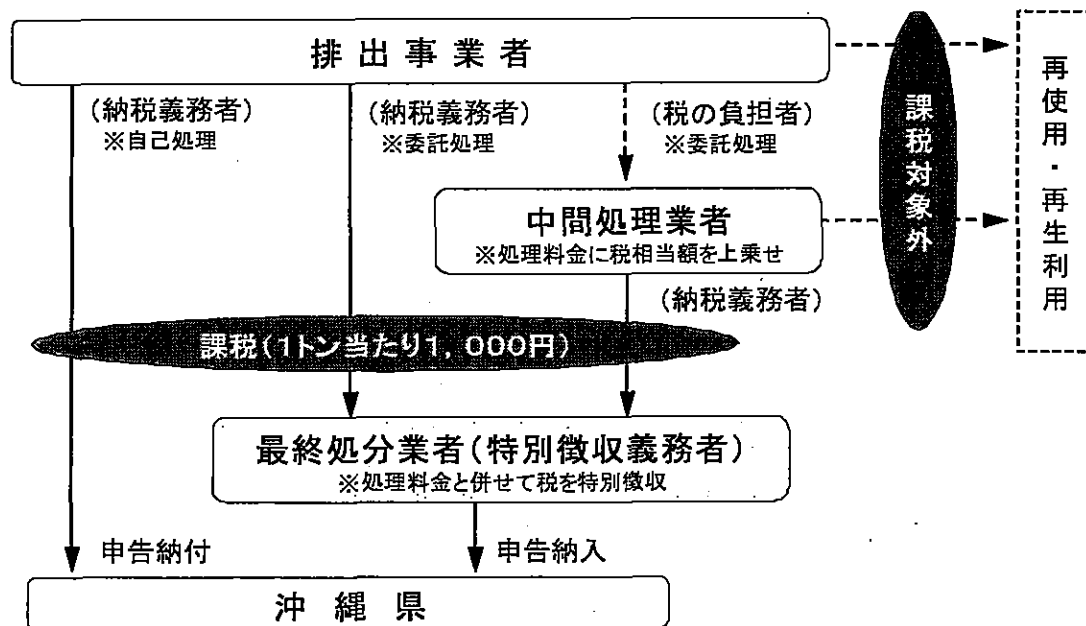
＜沖縄県産業廃棄物税 継続のお知らせ＞

平成18年4月に導入しました沖縄県産業廃棄物税について、施行後5年を迎え、税の効果等を検討した結果、一定の効果が認められたこと、また依然として解決すべき課題が残っていること等から、引き続き、税を継続することになりました。

今後とも、皆様のご理解とご協力の程よろしくお願い致します。

＜税の概要＞

- 納税義務者：県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者となります。
- 税 率：産業廃棄物1 t 当たり1,000円（1 k g 当たり1円）です。
- 徴収方法：産業廃棄物を最終処分場へ搬入する際に、特別徴収義務者（最終処分業者）が県に代わり納税義務者（排出事業者又は中間処理業者）から産業廃棄物税を特別徴収します。
なお、排出事業者が産業廃棄物の処理を中間処理業者へ委託する場合には、中間処理の料金に税相当額が上乗せされることとなります。
※自社処分業者は、自ら県へ申告納付することとなります。



(参考) 産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、廃棄物処理法で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類及びがれき類などの20種類の廃棄物のことをいいます。